

一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

2 この法人は、別表に定める支部を置く。

(目的)

第3条 この法人は、岐阜県内に所在する老人福祉施設の適正な運営を図り、老人福祉及び介護事業の健全な発展と県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施設相互の連絡調整
- (2) 老人福祉事業経営の調査研究
- (3) 老人福祉及び介護に関する普及啓発活動
- (4) 施設職員の資質向上に必要な研究及び研修会の実施
- (5) 全国及び東海北陸ブロック老人福祉施設協議会との連携
- (6) 関係機関、団体等との連絡調整
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 この法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

岐阜県内において地方公共団体又は社会福祉法人の法人が経営する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び在宅事業所で、公益社団法人全国老人福祉施設協議会及び一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会双方に加入する施設・事業所の代表者(当該施設・事業所の開設者、管理者、又は当該開設者若しくは管理者が指定する者をいう)。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第15条第2項に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の納入義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が代表者等となる施設・事業所が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、これをもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成し、出席して議決権を行使する者は、正会員たる代表者若しくは代表者より委託を受けた者とする。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画並びに予算の決定
- (6) 各事業年度の事業報告並びに決算の承認
- (7) 定款の変更

- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散
- (10) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項

(開催)

第16条 社員総会は定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、総正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定める事項

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上22名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、この会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
 - 3 会長以外の理事のうち、5名以内を副会長とし、業務執行理事とする。
 - 4 この法人に常務理事を置くことができる。
 - 5 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 6 理事のうち、理事のいずれかの1名、その配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 会長候補者となる理事は、会員の選挙により選出する。
- 3 副会長候補者となる理事は、支部において支部長に選任された者を選出する。
- 4 理事会は、社員総会において選任されたそれぞれの候補者である理事を会長及び副会長として選定する。
- 5 前条第4項により常務理事を置く場合は、理事会の決議により選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、会務の執行にあたる。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、予め理事会において指定した順位に従いその職務を代行する。
- 4 常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査する。
 - (2) この法人の業務及び会計を監査し、社員総会に報告する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任の効力発生後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充により就任した理事の任期は、他の理事の残任期間とする。
- 3 補充により就任した監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事は、社員総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- 2 監事を解任する場合は、社員総会において、総正会員の半数以上且つ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。)又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金5万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第32条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
 - (5) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (6) その他、会長が付議した事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第31条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び会議で選出された2名以上が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第43条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第44条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第45条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第46条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第47条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第48条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載させた財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第49条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決により別に定める。

(経費の支弁)

第50条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第52条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の審議を経て、社員総会で決定しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会において審議しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の審議を経た書類を定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

を記載した書類

(会計原則)

第54条 この法人の会計は、一般法人法の原則に従い、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の不分配)

第55条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第56条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第57条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第58条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第59条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員のうちから理事会が選任する。但し、委員会等の体制によっては、会員施設長以外の職員についても、理事会の決議を経て、選任することができる。

3 委員会に学識経験者をオブザーバーとして招聘し意見を求めることができる。

4 委員会に委員長、副委員長を置き、委員において互選する。

5 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 部会

(部会)

第60条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、部会を設置することができる。

2 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告)

第62条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所にある掲示場に掲示する方法により行う。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第64条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 雑則

(委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第66条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第15章 附則

(最初の事業年度)

第67条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。

(会員資格の特例)

第68条 第6条第1項の規程にかかわらず、令和4年3月31日時点で岐阜県老人福祉施設協議会の会員は、会員資格を有するものとする。

(設立時の役員等)

第69条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 若山 宏
設立時理事 林 武
設立時理事 中西 幹司
設立時理事 高井 澄恵
設立時理事 大村 弓子
設立時理事 片岡 昭則

設立時理事 小島 隆之介
設立時理事 田中 信成
設立時理事 西垣 美好
設立時理事 橋本 正人
設立時理事 河内 美文
設立時代表理事 若山 宏
設立時監事 柘植 俊宏
設立時監事 田宮 仁史
設立時監事 向 晃良

(設立時理事の任期)

第70条 設立時理事の任期は、第27条第1項の規定にかかわらず、令和4年度に関する定時総会の終結の時までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第71条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 岐阜県*****
設立時社員 若山 宏
住 所 岐阜県*****
設立時社員 林 武

(法令の準拠)

第72条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 4年 3月 1日

設立時社員 若山 宏 印

設立時社員 林 武 印

別 表(第2条関係)

支部名	地 区
岐阜	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡 ・本巣郡(6市2郡)
西濃	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡(2市4郡)
中濃	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・加茂郡・可児郡 (5市2郡)
東濃	多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市(5市)
飛騨	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡(3市1郡)